

長野県小海高等学校八ヶ嶺会会則

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は長野県小海高等学校八ヶ嶺会と称する。

第2条（目的） 本会は会員相互の親睦、修養を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本会は第2条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と教養に関すること。
- (2) 母校の教育活動に対する援助に関すること。
- (3) 会報の発行。
- (4) その他、本会の目的達成に必要なこと

第2章 組 織

第4条（会員） 本会は正会員・賛助会員及び特別会員をもって組織する。

(1) 正会員:郡立農学校臼南分校・北牧分校・南佐久農林学校・南佐久家政女学校・南佐久実業高等学校・同併設中学校・小海高等学校の卒業生及びかつて同校に在学した者で役員会の承認を得た者。

(2) 賛助会員:本校職員

(3) 特別会員:本校旧職員

第5条（役員） 本会には次の役員を置き、その任期は2年とし再選を妨げない。

:名誉会長 1名 :顧問 若干名 :会長 1名 :副会長 若干名(関東支部長は副会長とする) :監事 2名 :理事 各支部若干名 :会計幹事 若干名(事務長含む) :事務局員(学校職員) 若干名

(1) 名誉会長は理事会で推薦し、総会において決定する。

(2) 顧問は理事会で推薦し、総会において決定する。

(3) 学校長は顧問とする

(4) 会長・副会長・監事は総会において選出する。

(5) 理事は各支部より若干名選出し、内1名は支部長を兼ねる。

(6) 事務局員は会長が委嘱し、事務局内係は互選による。

第6条（役員任務） 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表して会務を統括し、対外的活動にあたる。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

(3) 監事は本会の会計監査にあたる。

(4) 理事は本会の運営並びに、業務の遂行にあたる。

(5) 顧問は本会の運営について助言する。

(6) 会計幹事は本会の会計処理・執行にあたる。

(7) 事務局員は本会の会計処理・執行にあたる。

(8) 監事は本会の他の職を兼ねることはできない。

第7条（支部） 本会は川上村・南牧村・小海町(川西・川東)・南相木村・北相木村・佐久穂町八千穂・佐久穂町佐久・佐久市臼田・佐久市佐久及び関東地区に支部を置く。関東支部は東京・千葉・埼玉・神奈川の会員によって構成し、名称を関東同窓会と呼称する。前記以外に居住する者は出身市町村に属するものとする。

第3章 機 関

第8条（機関） 本会には次の機関を置く。

(1) 総 会 (2) 理事会 (3) 役員会 (4) 事務局 (5) 部 会

第9条（総会） 総会は本会の最高議決機関とする。

(1) 総会は、年1回年度始めに会長が招集する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき或いは理事の過半数が理由を具して請求したときに開かれる。

(3) 総会は次の事項を審議し決定する。

- ・ 会則の変更
- ・ 予算の議決
- ・ 決算の承認
- ・ 役員の改選
- ・ その他、会務の執行に必要な事項

(4) 本会の議長はその都度総会の構成員に諮って定める。

(5) 本会の議決は出席者の過半数とし、賛否同数の場合は議長が定める。

第10条（理事会） 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて会長が召集し、次の事項を決定する。

(1) 会務の執行に関する事項の審議決定。

(2) 予算・決算に関すること。

(3) 総会に付議すべき事項。

(4) 会長・役員会緊急処理事項の承認。

(5) その他必要と認める事項。

第11条（役員会） 役員会は会長の招集により開くことができる。

(1) 緊急事態の処理及び会務の事前打ち合わせを行う。

(2) 会長・副会長・名誉会長・会計幹事・事務局員で行う。

第12条（事務局） 会務処理のため校内に事務局を置く。

第13条（部会） 本会の発展のために次の部会を置く。

(1) 事業部（副会長・理事・事務局で構成する）

- ・ 同窓会の事業を計画し実行する。
- ・ 同窓生の寄付事業を発掘し受け付ける。
- ・ 支部総会の開催を推進する。

(2) 広報宣伝部（副会長・理事・事務局で構成する）

- ・ 同窓会名簿の出版・管理
- ・ 同窓会報の発行
- ・ 小海高校に関する広報・宣伝活動

(3) 教育厚生部（副会長・理事・事務局で構成する）

- ・ 小海高校の将来について検討・提言をする
- ・ 厚生施設や安全施設について検討・提言をする
- ・ 会員相互の親睦事業の検討・計画をする

第4章 会 計

第14条（会計） 本会の運営は会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(1) 入会時には一定の会費を納入しなければならない。

(2) 会費の額は理事会において決定する。

第15条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 付 則

第16条 (会則変更) 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

第17条 (細則設置) 本会運営上必要な細則は役員会の審議を経て会長が定める。

第18条 (各種変動) 会員の住所・身分に変動があったときは、本会事務局に連絡するものとする。

第19条 (慶弔) 会員及び学校職員に対する慶弔についてはその都度役員会で定める。

第20条 (表彰) 名誉会長・会長・副会長に対する表彰について、役員任期終了時に感謝状を贈呈するものとする。

第21条 (施行) 本会則は平成12年4月1日から適用する。

本会則は

昭和26年	4月	1日	施 行
昭和51年	5月	20日	一部改正
昭和57年	10月	24日	一部改正
平成 元年	7月	29日	一部改正
平成 3年	10月	26日	一部改正
平成12年	6月	2日	全面改正
平成14年	4月	27日	一部改正
平成17年	5月	14日	一部改正
平成21年	5月	9日	一部改正
平成22年	5月	15日	一部改正